

# 燃料油タンクの配置に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

## 改正事項

燃料油タンクの配置に関する事項

## 改正理由

鋼船規則検査要領 R4.2.2-3.では、A 類機関区域に燃料油タンクを設置する場合、燃料油タンクの上部及び下部はそれぞれ上甲板及び二重底頂部又は船側まで延長するかコファダム等を設置することを規定している。しかしながら、上記規定どおりにコファダム等を設置することは燃料油タンクの配置上困難な場合がある。SOLAS 条約には、燃料油タンクの上部又は下部にコファダム等を要求する規定もないことから、実状に即した規定にするため、関連規定を改めた。

加えて、A 類機関区域に設置される燃料油タンクに関し、MARPOL 条約附属書 I 第 12A 規則に適合するために船側外板から離して燃料油タンクを設置した場合、当該燃料油タンクと船側外板の間にコファダムを設置する必要がある旨明確化する MSC.1/Circ.1322 が、2009 年 6 月に開催された IMO 第 86 回海上安全委員会 (MSC86) において承認された。今般、MSC.1/Circ.1322 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 燃料油タンク上部を空所とする場合、開口があっても差し支えない旨を規定した。
- (2) 燃料油タンク下部のコファダムにあつては、二重底頂板又は船側まで延長する必要は無く、十分な深さのもので差し支えない旨を規定した。
- (3) 燃料油タンクと船側外板との間に設置するコファダムの図を加えた。